



(1)



にしごう

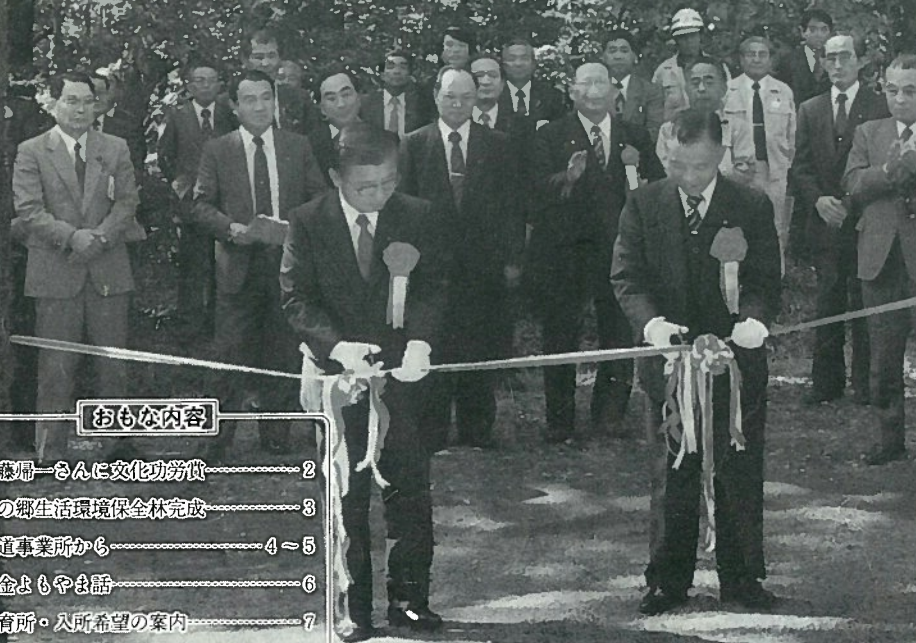
広報にしごう第204号
昭和62年12月1日

VOL.12

■人口のうごき 人口15,209人(+17) 男7,686人(+12) 女7,523人(+5) 世帯数3,705戸(+5) 11月1日現在()は対前月比

祝 西の郷生活環境保全林竣工式

緑とのふれあい



おもな内容

佐藤周一さんに文化功労賞	2
西の郷生活環境保全林完成	3
水道事業所から	4~5
年金よみやま話	6
保育所・入所希望の案内	7
おしらせ	8

写真：村長と真柴県農地林務部次長によるテープカット。

佐藤帰一さんに

文化功労賞

十一月三日、文化の日、村の文化功労者に佐藤帰一さん（真船・七十一歳）が晴れの荣誉に輝き、西郷村長等の要職を歴任されるなど地方自治の進展に努め、本村の教育・産業・福祉・文化の興隆に寄与されたご功勞に感謝し、鈴木村長は表彰状と文化功勞章を贈りました。

以下、その業績のご紹介をいたします。
島県立白河高等学校（旧白河中学）を卒業後、昭和十六年西郷村に奉職以来、卓抜なる識見をもって地方自治の発展に貢献されました。



▲ 文化功勞章を受ける佐藤さん

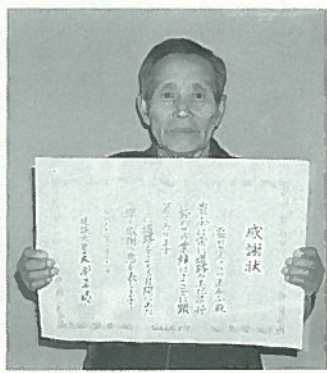
昭和十九年に助役に就任、昭和三十八年地域住民から推されて第十一代目の西郷村長に初当選され、同五十四年二月までの間、四期十六年の永きに亘り村政発展のため尽力されました。

特に、昭和三十九年熊倉小学校の統合移転を始め同四十一年には西郷第二中学校の新築工事、各小・中学校の屋内体育館、プールの建築など教育施設の整備と充実を図り教育の振興に尽力されました。

昭和四十二年には小田倉地区の簡易水道の布設を始めとして来真船、追原、北部、中通りの各地区等、簡易水道は全村九〇%の加入可能率に致しました。

また、広域的観光ルートの位置づけをされ、新甲子温泉の基盤の確立を図るとともに、西郷村商工会等の村内商工業の経営安定強化に尽力され、ゴルフ場を始め日本工機等の大型企業の誘致等を積極的に進め今日的な企業誘致の基礎づくりに努力されました。

更に都市近郊型の農業振興の重要性から農業基盤整備事業を推進し、村・農道の改良舗装工事を始め農業経営の安定等に努力されました。また那須甲子少年自然の家の誘致等、関係機関に働きかけ実現に向けた功績は大であります。



老人クラブに

建設大臣感謝状

このほど、「道路の美化、清掃活動の顕著な団体」として、村老人クラブ連合会（相山二男会長・会員六九七名）に建設大臣から感謝状が贈られました。

これは、去る八月一日から三十一日まで、道路をまもる月間が実施され、行事の一環として道路交通の安全、同正しい利用同愛護に努め、その功績が特に顕著な団体、個人には同大臣から表彰されるというものであります。





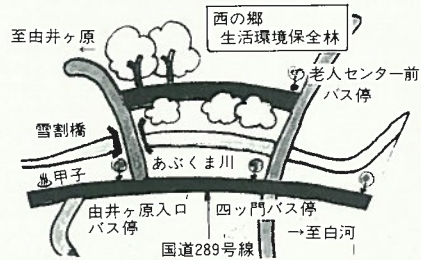
▲村の木カシワを記念植樹

甲子連峰の大自然の中で森林浴を楽しんでもらおう。昭和五十九年から県と村により建設が進められていた西の郷生活環境保全林(鶴生字狸久保地内)がこのほど完成し、その竣工式が十月二十八日、午前十時三十分から同地内憩いの広場において盛大に催されました。

竣工式には、国、県、村などからの関係者約百四十人が出席。鈴木村長と真柴孝司県農地林務部次長によるテープカットが行われ、続いて鈴木村長が「家族

『西の郷』生活環境保全林が完成

位置図



のレクリエーションなどに最適です。健康増進のため活用したい」とあいさつ、このあと工事にたずさわった関係者に感謝状が贈られました。記念植樹では、村長や真柴次長らの手により、村の木カシワなど十本が同内に植えられました。

保全林は、総事業費二億七千七百五十八万八千円をかけ、村有林六十七・一三haを整備、眼下高さ四十mの断崖絶壁の雄大な溪谷の阿武隈川に沿って遊歩道が伸び、木造平屋のあづま屋一棟、便所二カ所、案内板、展望台などが造られております。

防火に万全を誓い...

村消防団・秋季検閲

村消防団による秋季検閲が十一月二日(月)、総合グラウンドで行われました。当日は冷たい雨が降るあいにくの天候の中、三百三十人の団員は寒さにもめげず、気を引き締めながら訓練を繰り返しました。

相馬団長あいさつの後、鈴木(村長)統監は、「予消防団に万全を期していただき、村民の期待にこたえてほしい」と訓示があり、続いて検閲に移り通常点検、車両点検、規律訓練、分列行進が次々と披露されました。

また今回、村に、(株)鏈水砂利から小型ポンプ付積載車一台の寄贈があり、車両は二十三台(消防ポンプ車六、小型ポンプ付積載車十七)となりました。

永年勤続章、勤続章などの受賞者は次のとおりです。

▼永年勤続章(十年以上) 徳田進、長谷川啓助、須藤信行、佐藤和男、添田富永、関田常一、大沼正義、高根沢正道、金田保夫、藤井要一、石井満一、北野



▲検閲を行う鈴木統監

徹、金田健一、小高良一、柏村年一、高根沢英雄、齊藤一義、

▼精勤章(五年以上) 白岩啓一、堀内忠敏、近藤利男、和知謙一、石井満喜雄、芳賀正美、須藤清一、遠藤俊一、仁平兼二郎、和知周作、藤田典夫、鈴木武利、鈴木恒夫、金田勝義、金田正徳、力田勇、小林政雄、佐久間孝志、広川明男、廣川秀一、広瀬顕二、松井和幸、小林和二

▼優良運転表彰(三年以上) 堀内忠敏、真船洋右、

▼退職幹部 真船眞、佐藤正博、白岩学、鈴木喜代次、近藤徹、石井勝夫、君島喜弘、高久孝雄、小川原勝巳、佐藤進、加須我茂、徳田勝雄、菊地秀明、晒名克弘、深谷利男、近藤一男。

税の知識

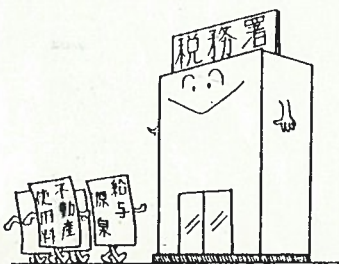
支払調書の提出は二月一日まで
給料や報酬、利子、配当などの支払者は、その支払先ごとに支払金額や源泉徴収税額などを記載した「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」などの支払調書を税務署に提出することになっていきます。

提出期限は、利子や配当などの一部を除き、翌年の二月一日(例年は一月三十一日ですが、一月三十一日が日曜日にあたるため)となっています。

支払調書は期限内に提出しましょう。

なお、詳しくは税務相談室や税務署(☎二二七一一)へどうぞ!

支払調書の提出は2月1日まで



年間供給水量

は一、一〇五、六七七m³

水道事業所から

昭和61年度企業会計 決算報告

昭和六十一年度企業会計の決算が九月定例会の村議会で承認されました。

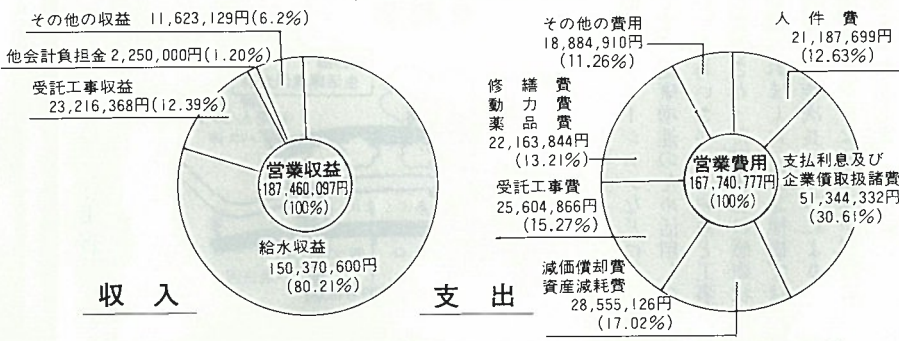
水道事業所は、上水道事業、大平工業用水道事業、梶山工業用水道事業の三事業を、公営企業として経営し、独立採算制の原則の下におのおの一個の自立的な経営体として運営されております。

これ等水道事業等の一年間の活動状況は、水道事業等の営業関係に属するすべての発生する収入と支出を示す収益的収支と、建設改良工事など設備投資の状況を示す資本的収支により決算されます。

昭和六十一年度上水道事業 会計決算状況
上水道事業の経営状況を示す収益的収支（水道料金等営業関係に属するもの）と、設備投資の状況を示す資本的収支（工事等事業関係に属するもの）に別

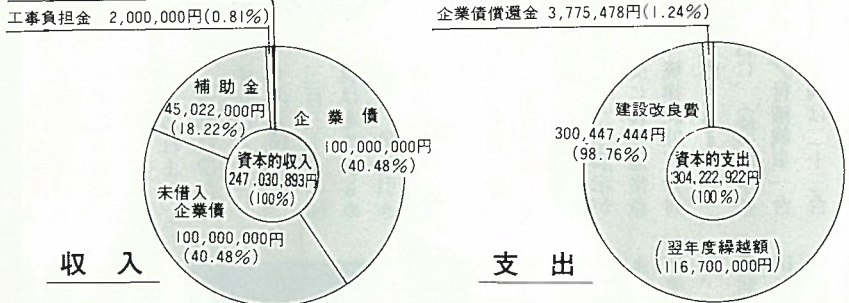
られ、明細は円グラフを参照。
当年度の年間有収水量は、一、一〇五、六七七m³で、有収水量

収益的収入及び支出



決算につきましては、収益的収支で水道事業収益187,460,097円に対し水道事業費用は167,777円で差し引き、19,719,320円の純利益が生じました。

資本的収入及び支出



資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額57,192,029円は過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額で補てんした。

- 事業
- 容量 一、七〇〇m³
- 区画整理事業関連
- 配水管布設事業
- 配水管布設工事
- 七五〇m³φ二〇〇mm
- 七五〇m³φ二〇〇mm
- 保存事業（既設配水管等布設替工事）
- 容量 一、七〇〇m³
- 区画整理事業関連
- 配水管布設事業
- 配水管布設工事
- 七五〇m³φ二〇〇mm
- 七五〇m³φ二〇〇mm
- 保存事業（既設配水管等布設替工事）

- 事業
- 容量 一、七〇〇m³
- 区画整理事業関連
- 配水管布設事業
- 配水管布設工事
- 七五〇m³φ二〇〇mm
- 七五〇m³φ二〇〇mm
- 保存事業（既設配水管等布設替工事）
- 容量 一、七〇〇m³
- 区画整理事業関連
- 配水管布設事業
- 配水管布設工事
- 七五〇m³φ二〇〇mm
- 七五〇m³φ二〇〇mm
- 保存事業（既設配水管等布設替工事）

一m³当たりの販売単価は、一三六円で、給水単価は一三六円五五銭であり、一m³当たりの販売利益は七円四五銭であります。

設備投資等建設改良工事の概況

追原・折口両水源の築造工事の一部が昭和五十九〜六十年年度

完了し、水源施設の一日の配水能力が五、一四五m³になり、配水管布設等は、同五十九年度より年次計画で着工しておりますが、同六十一年度の建設改良工事の概況は、

白河市引山演習場周辺障害防止対策事業（追原水道施設）

配水管布設工事

（口径）二〇〇mmφ

φ四〇〇mm L（延長）一一、〇三〇m

配水池築造工事 P

C構造（ピアノ線鋼材を用いたコンクリート構造）一基

容量 一、七〇〇m³

上水道（第一括）

配水管布設替工事 φ五〇mmφ二五〇mm L一一、〇三七mを、施工しました。

○上水道事業借入金現在高八億六千万円

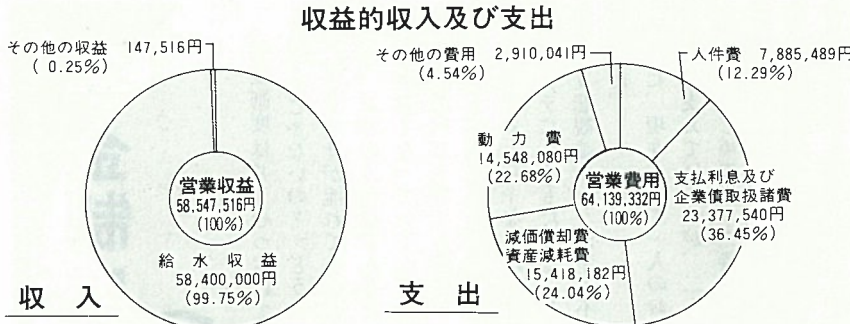
建設改良工事の借入金は、簡易水道事業当時の借入金・上水道事業借入金、白河市引山演習場周辺障害防止対策事業（追原水道施設）借入金及び区画整理事業関連配水管布設事業借入金で、昭和六十二年三月三十一日現在の借入金累計額は、八億六千五百九十九千四百七十七円で、これ等借入金の全ては企業債として借入しており、そのうち昭和六十一年度許可済企業債、昭和六十一年度借入企業債は、一億三千四百四十万円で、昭和六十二年年度の企業債の元金及び利息の返済金予定は、六千七百七十七万九千円と年々上昇しております。

これ等の返済金の上昇は、清浄にして豊富な水の安定供給を図るために、年次計画で建設改良工事を実施しておりますので村民各位のご理解をお願いいたします。

今後も水不足による水量水圧の低下の解消と年毎に増加する水の需要に対処するため、やむなく年次計画で水道工事を実施

しますので、村民のご理解をお願いいたします。

◎ 昭和六十一年度大平工業用水道事業会計決算状況
大平工業用水道事業の経営状況を示す収益的収支は、円グラフを参照。



決算につきましては、工業用水道事業収益58,547,516円に対して工業用水道事業費用64,139,332円で差し引き5,591,816円の純損失が生じました。この純損失は昭和62年度の料金改定の時期でありますので、昭和62年度に料金を改定し、補てんしたい。

◎ 昭和六十一年度損山

七二万円であります。企業借入金（三億二千六百万円）の元金返済は、昭和六十二年からになり、元金と利息の返済予定額は、約二千三百

なお、当年度の欠損金（純損失）は、昭和六十二年三月定例会の村議会において、水道料金の改定の議決を得ましたので、昭和六十二年からの水道料金において補てんします。建設工事等の資本的収支は、工事等を実施しませんでしたので、資本的収支の決算はありません。

○ 大平工業用水道事業借入金現在高 三億二千六百万円

大平工業団地内の企業に給水するため、上新田地区に水源を求め、昭和五十八〜五十九年度に日量一万㎡の取水能力を開発し、昭和五十九年十月から給水を開始した事業で、総事業費の約九〇％が企業借入金であります。

工業用水道事業会計決算状況

福山工業用水道事業は、営業を開始していませんので、決算状況は省略させていただきます。

本年度も水道事業所では、村民の皆様が安心して水を飲んでいただくため、安定供給する施設配水管布設工事等を発注しました。

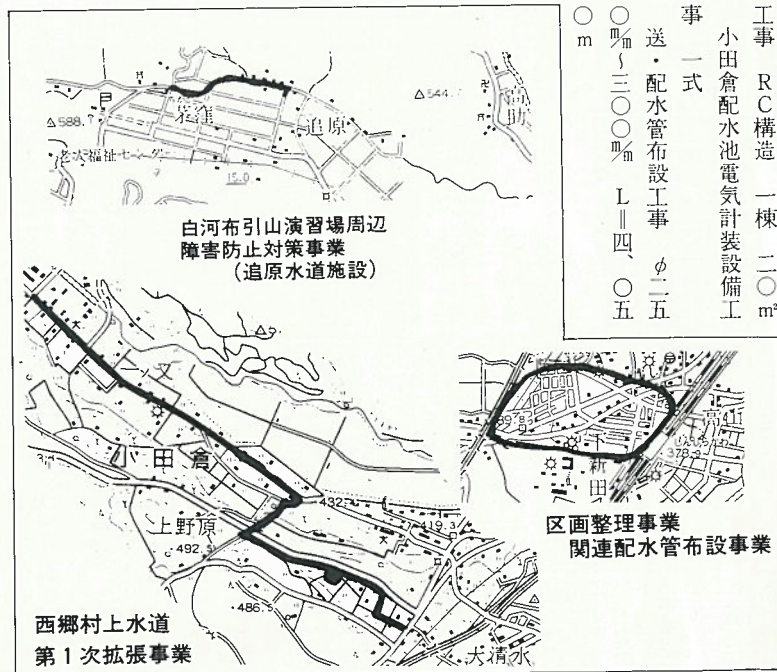
工事場所は、下図のとおりです。工事中は村民の皆様には、何かとご迷惑をおかけいたしますが、ご協力下さる様お願いいたします。

主な工事概要は、
区画整理事業関連配水管布設事業として、
配水管布設工事 φ七五㎜、φ一五〇㎜ L一、九七〇m
白河布引山演習場周辺障害防止対策事業（追原水道施設）として、

ポンプ室築造工事 RC構造（鉄筋を用いたコンクリート構造） 一棟 四十五㎡
給排水衛生設備機械電気計装設備工事 一式
配水管布設工事 φ二〇〇㎜ L一八七九m

上水道（第一拡）事業として、小田倉配水池電気計装室新築

工事 RC構造 一棟 二〇㎡
小田倉配水池電気計装設備工事 一式
送・配水管布設工事 φ二五〇㎜、φ三〇〇㎜ L一四、〇五〇m



水が白くなる

○水が赤っぽい
水道工事、消防活動、突発事故によって一時的に水道管内の鉄サビ等が流れ出たものでありますから、しばらくの間、じや口から水を出しておくときれいになります。

○水が白っぽい

配水管布設工事による既設配水管への接続や、配水管漏水修理等を実施したときなど水の中に小さな気泡（空気）が入ったために、白っぽく見えるのですが、しばらくすると気泡がなくなり、色が消えてきれいになります。これは、不純物の混入ではありませんので安心してご使用ください。

年金よもやま話

年金制度は

つぶれるか。

「年金制度はどうせつぶれてしまふんじゃないの?」どうもこういうウワサが流れているようです。日本の人口はどんどん年寄りが多くなっていくんだから、戦後のベビーブーム世代が老後を迎える頃には年金制度はなくなつてゐるんじゃないか。それならアテにしてもだめだ、なんていう悲観論というか年金不信です。

確かに、現在六人で一人のお年寄りを支えているのが、二十世紀のはじめのピーク時には三人で一人ということになります。年金制度が一番のがんばり時になるのがその頃です。その頃の一番きつい所を乗り切つていくのに、今の年金制度の足腰が十分強くなつてゐるか眺めてみると、ちよつと弱い。そこで制度全般の見直し、つまり年金改正が必要になつてきたのです。この年金改正が実施されれば、将来の制度の不安は解消されま

す。今のままの制度で人口高齢化の山を越えるのは確かにキツイ、病気で倒れてしまうかも知れない。昭和六十一年四月から施行されることとなつた今回の年金改正は、いわば、これに対する処方箋です。病気を防ぐための準備は今からしておかなければなりません。その処方箋には苦い薬も含まれていますが決して無理を強いるものではありません。基本は、公平な制度を作つていくことで、世代と世代の思いやりが大事だということです。二十一世紀の本格的な高齢化社会を前にして、年金制度の総点検をしてみ、具合の悪いところは今のうちに直しておくという事なのです。それをやっておけば年金制度がつぶれてしまうことなど、絶対に有り得ないということが出来ます。

保険料は

どこまで上がるか。

年金の保険料は、自営業や農業をされている人の場合は、一律で、一月七千四百円。サラリーマンの場合だったら、給料の何パーセントということに負担していますが、これが十・六パーセント。これを会社と本人が半分づつ払っています。

この保険料は年ごとに上がつていって、「いつたいてどこまで上がるんだらう」と心配になっておられるかも知れません。結論を言えば、年金の保険料はこれからもある程度上がつていかざるを得ません。今のところは、保険料を払う人の数に比べて、年金をもらつてゐる人の数が少ないので、実は、保険料の水準を政策的に低くしてもやつていけるのです。これは、人口構成が若いというからだけではなく日本の年金制度の歴史がまだ若いからなのです。

これからは、日本の年金制度はどんどん成熟していきます。これからお年寄りの仲間入りをしている人達は、十年前、二十年前と違つて、みんな、相当程

度の年金を手にしての仲間入りになるということです。日本の場合この年金制度の成熟化に加えて、人口の高齢化の要因があるのですから、将来の保険料が今より高くなるざるを得ないのです。

でも、それが天井知らずでは困ります。今の制度のままとして試算しますと、昭和百年頃には厚生年金の場合は、給料の三十九パーセント程度が、また、国民年金の場合は月に一万九千五百円の保険料が必要になってくるのです。これではとても大変です。そこで、今回の年金改正では、年金を受け取る方にもある程度我慢していただくことによつて、ピーク時においても、厚生年金で給料の二十九パーセント、国民年金で月に一万三千円の負担ですむように考えたいわけです。この程度は、二十一世紀の本格的な高齢化社会では必要な負担だし、また、現実性のある水準ではないでしょうか。



国民年金 無理のない負担のために

鈴木、加須我さんに 農林水産大臣感謝状

十月十八日の「統計の日」にあたり、農林水産省において実施している林家経済、牛乳生産費調査記帳農家として永年により統計情報業務に尽力し、農林水産諸施策のための基礎資料作成に寄与した功績により今回次の方々が受賞されました。おめでとございます。

- ▼林家経済調査林家 鈴木貞三・小田倉上西平二〇
- ▼牛乳生産費調査農家 加須我茂・真船字前谷地二一

善意を

左記の方々から心暖まるご芳志をいただきましたので、ここに紹介すると共に感謝申し上げます。

- ▼社会福祉協議会へ 真船人之様 (原中) 五万円
- 近藤富夫様 (下羽太) 十万円
- ▼交通遺児育英基金として 村婦人会連絡協議会様
- 文化祭の基金 五万円
- 鈴木恒男様 (下新田) 十万円

製造業を営む

事業所の皆さんへ!!

昭和六十二年

「工業統計調査」

「石油等消費構造統計調査」

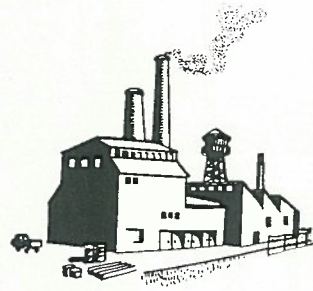
「工業実態基本調査」

が実施されます。

通商産業省が毎年実施している工業統計調査が昭和六十二年十二月三十一日現在で実施されます。村内の製造業を営む事業所を対象とし、調査をお願いいたします。

又、本年は、五年毎に行なわれます工業実態調査も同時に実施されます。

調査の方法は、年末から一月にかけて、村統計調査員が伺い、調査票の配布、収集をします。調査票に記入された内容は、統計以外の目的に使用されることは決してありませんので、安心してご協力くださる様をお願いします。



福島県統計大会で表彰される

村統計調査員小針登さん

第三十七回福島県統計大会が十月十九日郡山市市民文化センターにおいて開催されました。

この席上、村統計調査員の小針登さんが、福島県統計協会会長賞として表彰されました。

小針さんは、国勢調査をはじめ、各種統計業務に従事され、日頃から調査に対する深い理解と調査員としての模範的な功績が認められ、今回表彰されたものです。おめでとうございます。

今後共、ますますのご活躍にご期待いたします。

保育所入所希望案内

保育所は、保護者が労働に従事したり、あるいは疾病にかかっているなどのため家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって一般家庭と同様の保育をすることを目的とする施設です。

したがって保育所は学校や幼稚園のように、その児童の教育的要請の見地にもとづくものでなく、家庭の保護者にかわって

その児童を保育することを目的とするのであります。

村には次の保育所があります。

○西郷村保育所(定員七〇名)

米字向山一八

○西郷村第二保育所

(定員九〇名)

小田倉字立出二二九

○川谷保育所(定員六〇名)

真船字川谷五六の三

保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事情にある場合です。

しかし次の(1)から(5)までの場合は、その家庭の母親以外の人が児童の保育ができる場合は除かれます。

(1) (家庭外労働) 児童の母親が昼間家庭の外で仕事をする

ことが普通なので、その児童の保育ができない場合

(2) (家庭内労働) 児童の母親が昼間家庭で児童とはなれて

日常の家事以外の仕事をする

ことが普通なので、その児童の保育ができない場合。しかし父親がその仕事に従事して

いて、かつそのための使用人がいる家庭は除かれる。

(3) (母親のいない家庭) 母親の死亡、行方不明、拘禁、などの理由により母親がいない

家庭の場合 (4) (母親の出産等) 母親が出産の前後であったり、病気で

たりするので、その児童の保育ができない場合

(5) (病人の看病等) その児童の家庭に長期にわたる病人や

心身に障害のある人がいるため母親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育

ができない場合

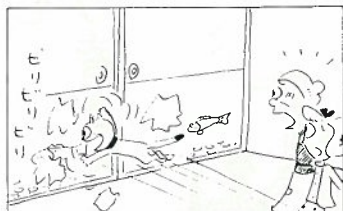
(6) (家庭の災害) 火災や、風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合

※尚、詳細については、役場住民課福祉係(☎二五一一一)一内線二四三三)にお尋ね下さい。



さわやか君

西村 宗



公給領収証を 受け取りましょう

そろそろ忘年会や新年会などが多くなる季節です。県では、12月を「公給領収証を受け取る強調月間」としています。

皆さんが、料理店・バー・スナックなどの飲食店やホテル・旅館を利用されますと料金とあわせて「料理飲食等消費税」という税金を支払うこととなります。

飲食店や旅館からこの税金を支払ったしるしとして公給領収証を忘れないで受け取ってください。

この領収証を受け取ることで皆さんが支払った税金はお店の経営者を通して県に納められます。

住みよい郷土をつくる貴重な財源となっています。公給領収証は必ず受け取りましょう。

白河県税事務所

土地取引には 届出が必要です

届出は契約の6週間前までにしましょう。無届売買を行ってはいけません。

届出の必要な土地取引

一定面積以上の土地について売買などの（売買、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、交換、予約完結権、買戻権等の譲渡、地上権、賃借権の設定、譲渡）取引をする場合は事前に届出が必要です。

- ▶市街化区域 2,000㎡以上
- ▶市街化区域を除く都市計画区域 5,000㎡以上
- ▶都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上
- ▶監視区域に指定された区域 都道府県の規則で定める面積以上

なお、土地取引についての手続など詳しくは、役場企画調整課（☎25-1111内線321~2）へお問い合わせ下さい。

おし らせ



5人未満の事業所も健康保険・ 厚生年金保健の加入を

健康保険と厚生年金保険は、会社、工場、商店などが加入し、そこで働く人たちを対象とする社会保険です。

これまでは、従業員が5人に満たない事業所は、希望するところだけが健康保険と厚生年金保険に加入することになっていましたが、法令の改正により「昭和62年4月1日からは従業員が3人、4人の法人の事業所」はすべて加入することが義務づけられました。

なお、従来任意加入であった農

5人未満事業所



林水産業、飲食店、サービス業等を営む従業員が5人以上の法人の事業所は、すでに昭和61年4月1日から加入が義務づけられています。

これらの要件に該当する事業主のみならず、届出のすんでいない方は、社会保険事務所（☎郡山0249-32-3434）へ問い合わせのうえ手続きをしてください。

今月の納税

固定資産税	3期
国民健康保険税	6期
国民年金保険料	5期

村営住宅入居者募集

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記

住宅名	下羽太団地1戸
構造	簡易耐火構造平家建
種別	第1種
部屋数	3部屋
家賃	月額 11,000円

住宅名	岩下団地
構造	中層耐火構造3階建
種別	第1種
部屋数	3部屋
家賃	月額 33,000円

敷金は家賃の2ヵ月分、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は役場建設課（☎25-1111内線353）にあります。

尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。